

奈良県告示第六号

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十九号）第三条第五項において準用する同条第一項及び第四条第二項において準用する第三条第五項において準用する同条第一項の規定により、指定した土地の区域及び建築物の用途を次のとおり変更した。

なお、関係書類を、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全課及び当該市町村の区域を所管する土木事務所並びに当該市町村の関係課において縦覧に供する。

令和六年四月一日

奈良県知事 山下 真

市町村	土地の区域	建築物の用途の指定に係る土地の区域	建築物の用途
桜井市	大字太田、大字辻、大字巻野内、大字草川及び大字大豆越の各一部。ただし、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則（平成十六年十二月奈良県規則第二十三号。以下「規則」という。）第三条第一号に掲げるものを除く。	大字巻野内の一部。ただし、規則第三条第一号に掲げるものを除く。	規則第六条第二号に掲げる建築物の用途同条第三号に掲げる建築物の用途で床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの、同条第四号に掲げる建築物の用途で床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの（作業場の床面積の合計が一五〇平方メートル以内のものに限る。）並びに同条第五号に掲げ

（次頁に続く。）

る建築物のうち日本標準産業分類に掲げる小分類〇九九―その他の食品製造業のうち細分類〇九九―めん類製造業のうちそうめん製造業小分類一三一―製材業・木製品製造業のうち細分類一三一一―一般製材業、中分類二三―鉄鋼業、中分類二四―非鉄金属製造業、中分類二五―金属製品製造業、中分類二六―一般機械器具製造業、中分類二七―電気機械器具製造業、中分類二八―情報通信機械器具製造業、中分類二九―電子部品・デバイス製造業、中分類三〇―輸送用機械器具製造業及び中分類三一―精密機械器具製造業を営む工場の

(次頁に続く。)

			<p>用途で床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの（作業場の床面積の合計が一五〇平方メートル以内のものに限る。）</p>
		<p>大字大豆越の一部。ただし、規則第三条第一号に掲げるものを除く。</p>	<p>規則第六条第五号に掲げる建築物のうち日本標準産業分類に掲げる小分類一三一―製材業・木製品製造業のうち細分類一三一―一般製材業及び一三二―集成材製造業、中分類二―鉄鋼業、中分類二四―非鉄金属製造業、中分類二五―金属製品製造業、中分類二六―一般機械器具製造業、中分類二七―電気機械器具製造業、中分類二八―情報通信機械器具製造業、中分類二九―</p>

（次頁に続く。）

電子部品・デバイス  
製造業、中分類三〇  
―輸送用機械器具製  
造業及び中分類三一  
―精密機械器具製造  
業を営む工場の用途  
で床面積の合計が三  
〇〇平方メートル以  
内のもの（作業場の  
床面積の合計が一五  
〇平方メートル以内  
のものに限る。）